

## 大和市立北大和小学校PTA規約

## 第1章 総則

(名称及び事務所)

第1条 この会は大和市立北大和小学校PTA（以下PTA）といい、事務局を北大和小学校（以下学校）内におく。

(目的)

第2条 この会は、学校の教育目標達成に協力するとともに、学校、家庭、地域における、児童の健全な成長、発達を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 この会は、前条の目的を達成するために、次の活動をする。

- (1) 学校と家庭の緊密な連絡を図り、協力して児童の健全な育成に努める。
- (2) 学校、家庭、地域の教育的環境の整備、改善を図る。
- (3) 会員相互の親睦と教養の向上に努める。

(方針)

第4条 この会は、教育を本旨とする民主的団体として、次の方針によって活動する。

- (1) 会員は、それぞれの立場において、平等の権利と義務を持つ。
- (2) 青少年の教育および福祉のために活動する他の諸団体と協力する。
- (3) 特定の政党や宗教を支持することなく、また専ら営利を目的とするような活動はしない。
- (4) この会は、自主独立のもので、他団体または機関の支配や干渉を受けないし、この会またはこの会の役員の名で選挙候補者の推薦もしない。
- (5) 学校の人事、管理、運営には干渉しない。

## 第2章 会員

(会員)

第5条 この会の会員となることができる者は次のとおりである。

- (1) 北大和小学校に在学する児童の保護者
- (2) 北大和小学校に在職する教職員
- (3) この会の趣旨に賛同し、運営委員会の承認を得た者

## 第3章 役員

(役員の種類)

第6条 この会に、次の役員をおく。

- (1) 会長1名（保護者から）

- (2) 副会長3名（保護者から）
- (3) 会計3名（保護者から2名、教職員から1名）
- (4) 書記3名（保護者から2名、教職員から1名）

(任務)

第7条 役員の仕事は次のとおりである。

- (1) 会長は、会を代表し全会員の意見の総括および会務にあたる。
- (2) 副会長は、会長を補佐し会長不在のときは、その仕事を代行する。
- (3) 会計は、この会の経理をとり、定期総会に会計監査員の監査を経た決算報告をする。
- (4) 書記は、役員会、運営委員会の議事を記録し、通信その他の書類の保管と庶務をおこなう。

(選出と任期)

第8条 役員は、役員指名委員会が行い、運営委員会での承認後、全会員に通知する。

任期は1年として再任を妨げない。また、その年度の他の役員または委員を兼ねることはできない。

任期途中で交代が生じた場合、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

## 第4章 会計監査員

(会計監査員)

第9条 この会に、会計監査員を会員から3名おく。

(任務)

第10条 会計監査員の仕事は次のとおりである。

会計監査員は、その年度の会計について監査し、定期総会にその意見を報告する。

(選出と任期)

第11条 会計監査員の選出は、役員指名委員会が行い、運営委員会での承認後、全会員に通知する。

会計監査員の任期は、その会計年度の1年として再任を妨げない。また、その年度の他の役員または委員を兼ねることはできない。

任期途中で交代が生じた場合、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

## 第5章 機関

(機関の種類)

第12条 この会に、次の機関をおく。

- |           |             |
|-----------|-------------|
| (1) 総会    | (5) 役員指名委員会 |
| (2) 役員会   | (6) 常任委員会   |
| (3) 運営委員会 | (7) 特別委員会   |
| (4) 会計監査  |             |

## 第6章 総会

## (総会の構成)

第13条 総会は、全会員をもって構成されたこの会の最高議決機関である。

## (総会の種別)

第14条 総会は、定期総会および臨時総会の2種とする。

## (開催)

第15条 この会の事業年度は、4月1日に始まり、翌3月31日に終わるものとし、定期総会は、毎年度1回、事業年度終了後70日以内に開催する。

臨時総会は、運営委員会が必要と認めた時、または会員の五分の一以上からの要求があった時に開催する。

## (招集)

第16条 総会は会長が招集する。

総会を招集する時は、総会の日時・場所・目的・審議事項を記載した書面を14日前までに全会員に通知する。

## (審議事項)

第17条 総会は、次の事項を審議決定する。

- (1) 規約の制定および改廃に関する事
- (2) この会の活動に関する事
- (3) この会の事業計画および予算の議決
- (4) この会の事業計画および決算の承認
- (5) その他、必要と認める事項

## (定足数)

第18条 総会の定足数は、会員総数の三分の一とする。(委任状を含む)

## (議決)

第19条 議事は出席者の過半数で決定する。

## (議事録)

第20条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成し、PTA会議室の所定の場所に設置する。また、会員からの申し出があれば、閲覧できるものとする。

- (1) 日時および場所
- (2) 正会員総数および出席者数(書面による委任状がある場合は、その数を付記する)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過概要および議決結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

## 第7章 役員会

## (構成)

第21条 役員会は、役員、校長、教頭、教務担当をもって構成する。

## (開催)

第22条 定期的に開催するものとし、必要に応じて臨時役員会を開き、会の運営にあたる。

## 第8章 運営委員会

## (構成)

第23条 運営委員会は、役員、常任委員会の正副委員長および各委員会の担当教職員、役員指名委員会の正副委員長、校長、教頭、教務担当、特別委員会を置いた場合は、その正副委員長をもって構成する。

## (審議事項)

第24条 運営委員会は、次の事項を審議決定する。

- (1) 総会から委任された事項の執行処理に関する事
- (2) 活動の企画および実施に関する事
- (3) 総会に提出する議案に関する事
- (4) 役員および会計監査員の選出に関する事
- (5) 細則に関する事
- (6) その他、必要と認める事項

## (開催)

第25条 運営委員会は、事業年度当初の活動計画に基づき、定期開催とし、必要に応じて、臨時運営委員会を開催することができる。

## (定足数)

第26条 運営委員会の定足数は、委員総数の二分の一とする。(委任状を含む)

## (議決)

第27条 議事は運営委員会出席者の過半数で決定する。

## (議事録)

第28条 運営委員会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成し、PTA会議室の所定の場所に設置する。また、会員からの申し出があれば、閲覧できるものとする。

- (1) 日時および場所
- (2) 運営委員総数および出席者数、書面による委任状がある場合は、その数を付記する。
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過概要および議決結果

## 第9章 役員指名委員会

## (設置)

第29条 P T Aの役員および会計監査員の候補者の選出については、役員指名委員会をおく。

## (構成)

第30条 役員指名委員会の構成は、各地区から1名とする。  
役員指名委員を選出する地区編成および基準については、細則に定める。

## (担当教職員)

第31条 役員指名委員会に担当教職員をおく。校長は、委員会の会議に出席して意見を述べることができる。

## (定足数と議決)

第32条 役員指名委員会は委員総数の三分の二とし、議事は出席者の過半数で決定する。

## (役割)

第33条 この会の事業が円滑に運営されるために、役員指名委員会は候補者が普遍的、かつ、適正に選出されることの促進を図る。  
それぞれの役員および会計監査員の候補者を選考し指名する。

## (候補者の同意)

第34条 役員指名委員会は、候補者本人の同意を得た上で、運営委員会での承認を得る。

## (通知)

第35条 運営委員会での承認を得た役員について、14日以内に全会員に通知する。

## (任期)

第36条 役員指名委員会は、その任務を終えたときに解散する。

## (委員の制約)

第37条 役員指名委員は、役員および会計監査員の候補者になることはできない。

## (候補者の資格)

第38条 役員および会計監査員の候補者の資格は以下のとおりとする。  
(1) 第5条「会員」に定めた者とする。  
(2) 第4条(3)・(4)に抵触する者は候補者になることはできない。

## 第10章 常任委員会

## (常任委員会の種別)

第39条 常任委員会には、次の委員会をおく。

- (1) 学年委員会

- (2) 文化委員会
- (3) 広報委員会
- (4) 校外生活指導委員会

## (構成)

第40条 常任委員会は、学級から互選された学年委員、文化委員、広報委員、および地区から互選された校外生活指導委員で構成する。

- (1) 学年委員 各学級から1名
- (2) 文化委員 各学級から1名
- (3) 広報委員 各学級から1名
- (4) 校外生活指導委員 各地区から1名以上

但し、特別な事由がある場合、この限りではない。

校外生活指導委員を選出する地区編成・選出基準については、細則に定める。

## (担当教職員)

第41条 すべての常任委員会に担当教職員をおく。校長は、すべての委員会の会議に出席して意見を述べることができる。

## (役割)

第42条 常任委員会の役割は次のとおりである。

- (1) 学年委員会  
学年毎に教職員との連携をとりながら、学年・学級と、会員の交流を図る。  
また、各学年の特徴に合わせたより良い教育環境に必要な情報を共有し、企画と運営に努める。
- (2) 文化委員会  
全会員・児童・地域の交流を深めることを目的とした、文化活動の企画運営に努める。  
また、会員の教養の向上を目的とした研修の企画運営に努める。
- (3) 広報委員会  
会員相互・地域が本P T Aの目的・事業への理解を深めるため、P T A活動を広く発信することに努める。

※学級選出の3委員は、協力して各クラスの企画運営にあたることとする。

- (4) 校外生活指導委員会

学校と地域との連携を図り、児童の交通安全と校外生活指導活動に協力する。  
地区懇談会を開催し地区の連携を図る。地区懇談会については、細則に定める。

## (定足数と議決)

第43条 常任委員会の定足数は、委員総数の二分の一とし、議事は出席者の過半数で決定する。

## (任命)

第44条 常任委員会の各正副委員長は、それぞれの委員会で互選する。

(招集)

第45条 常任委員会は、各委員長が会長の承認を得て招集する。

(任期)

第46条 常任委員の任期は、1年として再任を妨げない。

## 第11章 特別委員会

(設置)

第47条 特に必要のあるときは、運営委員会の承認を得て、特別委員会をおくことができる。特別委員会は、その任務を終了したときに解散する。

また、特別委員会を設置した場合、以下の項目を明確に示した要項を作成し、会員に通知する。

- (1) 委員会の目的
- (2) 委員の選出時期と選出基準
- (3) 委員会の任期

(構成と役割)

第48条 特別委員会の委員は、その必要性に応じて各学級から1名以上、もしくはその他から互選され、運営にあたる。また、特別委員会には、担当教職員をおく。校長はこの委員会の会議に出席して意見を述べることができる。

特別委員会の正副委員長は、委員会で互選する。

(招集)

第49条 委員会は委員長が招集し、主催する。

(予算)

第50条 特別委員会の予算は、単年度一般会計から拠出する。但し、特別な理由がある場合は、その限りではない。

## 第12章 会計

(会計)

第51条 この会の経費は、会費・寄付金・その他の収入をもってあてる。

(会費)

第52条 会費の徴収は、第5条に定める、学校に在籍する会員を対象とし、月額225円、年間2,700円とする。転入・転出により、第5条に定める会員としての資格喪失となった場合は、この限りではない。

(会計年度)

第53条 この会の会計は、4月1日に始まり、翌3月31日に終わる。

(事業計画および予算)

第54条 PTA活動における事業計画に伴う予算は、総会の承認を得なければならない。

(事業報告および決算)

第55条 PTA活動における事業報告に伴う決算は、毎事業年度ごとに作成し、会計監査を経て、総会の承認を得なければならない。

## 第13章 慶弔

(目的)

第56条 会員および児童に対し、慶弔、または感謝の意を表す。その詳細は細則に定める。学級・学年・地区単位としては行わない。

## 第14章 周年事業

(目的)

第57条 周年を祝うことを通して、会員や児童が北大和小学校創立からの歴史を振り返り、創立の理念を改めて共有するとともに、未来へ向けて成長の礎となるような周年事業を実施する。

(積立金の拠出)

第58条 周年事業の実施を目的として、毎事業年度の一般会計予算から周年事業積立金を拠出する。

(実行委員会の設置)

第59条 北大和小学校PTA周年事業を実施しようとするとき、特別委員会として、周年事業実行委員会を設置し、要項を定める。

## 第15章 細則

(目的)

第60条 北大和小学校PTA規約に基づき、会員が円滑にPTA活動をはかるために必要な事項について細則を定める。

(議決)

第61条 この会の運営について必要な細則は、この規約に反しない限りにおいて運営委員会の三分の二以上の議決を経て定める。

(通知)

第62条 運営委員会は、細則を制定または改廃した場合には、その結果と施行日を全会員に通知する。

## 第4章 慶弔に関する細則

## (慶弔)

第7条 会員またはその家族に慶弔のあった場合の対応は次のとおりとする。

- (1) 教職員の、結婚には5000円、子女の出生には3000円を贈り祝意を表す。
- (2) 会員死亡の時は、5000円を贈り弔意を表す。
- (3) 児童、教職員の配偶者死亡の時は、弔意を表す。金額はその都度考慮する。教職員の実父母、扶養の父母、子女死亡の時は、5000円を贈り弔意を表す。
- (4) 転退職の教職員には、謝意を表す。
- (5) その他の場合は、その都度役員会で協議し、運営委員会で報告する。

## 第5章 交通費に関する細則

## (交通費)

第8条 この会の目的達成のための会合などへ運営委員会の承認を受けて出張した場合、交通費等を支給する。

## 第6章 事務局に関する細則

## (事務職)

第9条 事務局には、事務職をおくことができる。

## (任務)

第10条 事務職の任務は次のとおりとする。

- (1) 会計を補佐し、会務を処理する。
- (2) 書記を補佐し、各会合の通知、発送等の会務を処理する。

## 第7章 会計に関する細則

## (会計の原則)

第11条 この会の会計は次に掲げる原則に従って行うものとする。

- (1) 収入および支出は、予算に基づいて行う。
- (2) 会計簿は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳する。
- (3) 収支計算書は会計簿に基づいて活動に係る事業の実績および財産状態に関する真実な内容を明瞭に表示したものであるものとする。
- (4) 採用する会計処理の基準および手続きについては、毎事業年度継続して適用し、みだりにこれを変更しない。

## (勘定科目)

第12条 会計処理に必要な勘定科目は、事業計画に基づき決定する。

## (会計帳簿)

第13条 この会に次の各号に掲げる会計帳簿を備える。

- (1) 総勘定元帳（各科目ごとに記帳した帳簿）
- (2) 現金出納帳および預貯金出納帳（現金および預貯金の出納を記帳した帳簿）
- (3) 会費出納帳
- (4) その他必要な帳簿類

## (会計伝票)

第14条 この会の会計処理に使用する会計伝票は、次に掲げるものとする。

- (1) 入金伝票
- (2) 出金伝票
- (3) 振替伝票

## (会計伝票の作成)

第15条 会計伝票は、原則として取引毎の証憑書類に基づいて起票し、起票者の印を押さなければならない。

## (出納)

第16条 金銭の収納は、会計が検印した会計伝票および証憑書類に基づいて行うものとし、会計担当および会長の承認を受けなければならない。

## (会計帳簿等の保存および整理)

第17条 会計帳簿および会計伝票等の保存期間は、次のとおりとする。

- |                    |    |
|--------------------|----|
| (1) 収支予算書および収支計算書  | 7年 |
| (2) 総勘定元帳          | 7年 |
| (3) 現金出納帳および預貯金出納帳 | 7年 |
| (4) 会計伝票           | 7年 |
| (5) 第1号から4号の証憑書類   | 7年 |

## (処分)

第18条 前条の保存期間は、当該帳簿等に係る決算日の翌日からこれを起算し、保存期間経過後は会長の承認を得て、これを処分する。

## (会計書類の閲覧)

第19条 会員は役員に申し出た上で、第17条の文書を閲覧できる。

## 第8章 文書の保存に関する細則

## (保存期間)

第20条 次の文書の保存期間は次のとおりとし、保存期間を明記する。

- |                               |      |
|-------------------------------|------|
| (1) 規約および細則原本                 | 永久保存 |
| (2) 総会・常任委員会・各委員会の議事録         | 7年   |
| (3) 常任委員会および各委員会において作成・収集した資料 | 7年   |

- (4) 会計に関わる、細則第17条に定めた資料
- (5) 周年事業における資料

規約案 H30. 1. 31  
7年  
永久保存

付則 制定 昭和24年 1月 9日  
改定 昭和42年 4月 1日 ・ 昭和52年 4月 1日 ・ 平成10年 5月16日  
平成12年 7月 3日 ・ 平成14年 7月 9日 ・ 平成15年 1月14日  
平成15年 2月 4日 ・ 平成16年 3月 6日 ・ 平成17年 5月11日  
平成18年12月 7日 ・ 平成20年 5月16日 ・ 平成22年 6月 8日  
平成24年 5月 7日 ・ 平成25年 2月 4日 ・ 平成28年 3月 3日  
平成30年 3月 1日

〈特別委員会要項〉

規約案 H30. 1. 31

### 第1章 バレーボール実行委員会に関する要項

#### (目的)

本会は、学年を超えた会員の親睦を目的とし、バレーボールを通じて交流を深めるものとする。

#### (構成と役割)

本会の委員は、参加会員の中から、学年毎に2名を選出し、会の運営に努める。

#### (委員会の継続と委員選出)

本会の活動は単年度とし、継続については、毎年1月の運営委員会で審議・決定する。  
継続する場合は、2月末日までに次年度の委員を決定する。

### 第2章 カルチャークラブ実行委員会に関する要項

#### (目的)

会員・地域の方の協力のもと、児童が興味関心の幅を広げること、また、そのきっかけをつくることを目的とした体験学習事業「カルチャークラブ」を実施する。

#### (構成と役割)

本会の委員は、各学級から2名を選出し、カルチャークラブの運営に努める。

#### (委員会の継続と委員選出)

本会の活動は単年度とし、継続については、毎年1月の運営委員会で審議・決定する。  
継続する場合は、4月の各委員選出時に各学級から選出する。

### 第3章 70周年事業実行委員会に関する要項

#### (目的)

児童・保護者・教職員が、北大和小学校創立からの歴史を振り返り、本校を育てていただいた諸先輩・地域の方々へ感謝すると共に、学校に対する愛着と誇りを持ち、より良い学校生活を送ろうとする心情を高める。  
周年事業を地域とともに祝うことを通して、学校・保護者・地域の絆を深め、本校教育活動を一層充実させるための礎とする。

#### (構成)

周年事業実行委員会は第5条の会員の中から構成され、以下の機関をおく。  
実行委員長・副実行委員長・事務局・専門部会・校長および教職員・オブザーバー

#### (招集)

委員会は周年事業実行委員長が招集し、主催する。

(予算)

周年事本事業の予算は、周年事業積立金を充当する。

(任期)

周年事業実行委員会は、その任務を完了した時、解散する。